

○金融庁告示第 号

金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第二百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものを次のように定める。

平成二十七年 月 日

金融庁長官 細溝 清史

金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十五条の七第一項に規定する金融庁長官が指定するものは、当事者の一方が相手方に支払う金銭が固定金利に基づくものであり、かつ、相手方が当事者の一方に支払う金銭が変動金利に基づくもののうち、次の各号に掲げる要件の全てを満たす取引であつて、株式会社日本証券クリアリング機構が当該取引に基づく債務をその行う金融商品債務引受業（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業をいう。）の対象としているものとし、複数の異なる取引を同時に成立させることを条件として、当該取引の当事者のいずれかが一括して注文するものを含まないものとする。

- 一 変動金利が六か月物の円LIBORに該当するものであること。

- 二 取引期間中、当該取引について当事者が想定元本として定めた金額が一定であること。
- 三 約定の日から二営業日後に当該取引の効力発生日が到来するものであること。
- 四 取引期間が五年、七年又は十年であること。
- 五 金利支払日及び金利更改日に係る営業日の基準となる都市として東京及びロンドンを指定するものであること。
- 六 営業日の調整方法として、当該取引に関連して当事者が指定した日が営業日でない場合は翌営業日とし、翌営業日が翌月となる場合は直前の営業日とするものであること。
- 七 固定金利について、次のイ及びロに掲げる要件に該当するものであること。
- イ 金銭の支払の周期が六月のものであること。
- ロ 利息の計算期間の実日数を三百六十五で除したものを利息の日数の計算方法に用いるものであること。
- 八 変動金利について、次のイ及びロに掲げる要件に該当するものであること。
- イ 金銭の支払の周期が六月のものであること。

ロ 利息の計算期間の実日数を三百六十で除したものを利息の日数の計算方法に用いるものであること。

附 則

この告示は、平成二十七年九月一日から施行し、同日以後に行われる取引について適用する。